

日本の運転免許更新手続における
新型コロナウイルス感染症への対応について

2021年6月8日
在ギリシャ日本国大使館

この度、日本の警察庁から、コロナ禍により日本の運転免許証の更新手続を行うことが困難な方に対する、運転免許証の有効期間が満了していない場合の運転及び更新可能期間の延長措置(裏書延長措置)について案内がありましたのでお知らせいたします。

お持ちの運転免許証の有効期限が満了していない方は、更新期限の前に運転免許センターや警察署等に事前に申し出ていただくことで、当初の更新期限後の3か月間、運転及び更新が可能となります。また、既に更新期限を延長した方であっても、延長後の更新期限がこの期間中にある方については、再度延長を行うことが可能とされています。

■警察庁ホームページ

https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/corona/index_corona_special.html

1 本措置の対象者:

運転免許証の有効期間の末日が令和3年6月30日までの方
(有効期間が6月30日以降の方については、今後、警察庁ホームページに案内が掲載される予定です。)

2 一般的な申出方法:

運転免許証の住所地を管轄する都道府県警察の運転免許センター等に対し、以下の書類を郵送します。

- ・裏書延長措置の申請書(都道府県警察のホームページからダウンロードしたもの)
- ・免許証のコピー
- ・切手を貼付した返信用封筒等

後日、都道府県警察から申請者に対し、延長後の運転及び更新可能期日を指定したシール(免許証の裏面に貼付するもの)が返送されてきます。

なお、申出方法は、各都道府県警察によって異なることがありますので、手続きを希望される場合は、事前に申出先の都道府県警察や運転免許センターにご確認願います。

なお、既に免許証の更新期限が過ぎてしまい運転免許が失効した場合は、免許証の失効から3年以内、かつ新型コロナウイルス感染症の影響により手続を行うことが困難であると判断される状況が止んだ日(帰国後の水際対策措置による待機期間の末日の翌日)から1か月以内であれば、運転免許証の再取得にあたり、学科試験・技能試験が免除されるとされています。

こちらの手続きをご希望の場合は、運転免許証の住所地を管理する各都道府県警察にご相談ください。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp